

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	芦別市介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦別市は、介護保険に関連する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦別市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	芦別市介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>■事務全体の概要 介護保険法等の規定に基づき、第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課、徴収及び減免、要介護認定並びに保険給付に関する事務を行う。</p> <p>■特定個人情報ファイル使用する事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の給付実績管理 ⑥保険料の徴収及びそれに伴う給付制限
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の68の項</p> <p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第1～14号、同条第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>■番号利用法第19条第7号及び別表第二</p> <p>◎別表第二における情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117) ○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の表記、第四欄(特定個人情報事務)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の表記で、それぞれの法令等において「介護保険給付等関係情報」が対象として定められている項(3,5,17,22,43,81,88,97,106,109,120) <p>◎別表第二における情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある項(93,94) <p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3 ※別表第二の30,88,90,95の項に係る主務省令は未公布</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	芦別市市民福祉部介護高齢課
②所属長の役職名	介護高齢課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芦別市(市民福祉部介護高齢課)芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7367
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芦別市(市民福祉部介護高齢課)芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7367

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条</p> <p>※別表第二の17,22,30,33,39,43,58,81,88,90,95,109,117の項に係る主務省令は未公布</p>	<p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2</p> <p>※別表第二の22,30,33,39,58,88,90,95,117の項に係る主務省令は未公布</p>	事後	
平成29年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	<p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>第9条第1項 別表第一の68の項</p>	<p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>第9条第1項 別表第一の68の項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■番号利用法第19条第7号及び別表第二</p> <p>◎別表第二における情報提供の根拠</p> <p>○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に介護保険法による保険 給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56)の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117.)</p> <p>○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の表記、第四欄(特定個人情報事務)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の表記で、それぞれの法令 等において「介護保険給付等関係情報」が対象として定められている項 (5,17,22,43,81,88,97,109)</p> <p>◎別表第二における情報照会の根拠</p> <p>○第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある項(93,94)</p> <p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2 ※別表第二の22,30,33,39,58,88,90,95,117の項に係る主務省令は未公布</p>	<p>■番号利用法第19条第7号及び別表第二</p> <p>◎別表第二における情報提供の根拠</p> <p>○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に介護保険法による保険 給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56)の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108.)</p> <p>○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の表記、第四欄(特定個人情報事務)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の表記で、それぞれの法令 等において「介護保険給付等関係情報」が対象として定められている項 (3,5,17,22,43,81,88,97,106,109,119)</p> <p>◎別表第二における情報照会の根拠</p> <p>○第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」とある項(93,94)</p> <p>■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3 ※別表第二の30,88,90,95の項に係る主務省令は未公布</p>	事後	
平成30年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担		芦別市市民福祉部介護高齢課	事後	
平成30年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	介護保険課長 相澤 芳樹	介護高齢課長 相澤 芳樹	事後	
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	介護高齢課長 相澤 芳樹	介護高齢課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施による
令和2年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■番号利用法第19条第7号及び別表第二</p> <p>◎別表第二における情報提供の根拠</p> <p>○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108)</p> <p>○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の表記、第四欄(特定個人情報事務)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の表記で、それぞれの法令等において「介護保険給付等関係情報」が対象として定められている項 (3,5,17,22,43,81,88,97,106,109,119)</p>	<p>■番号利用法第19条第7号及び別表第二</p> <p>◎別表第二における情報提供の根拠</p> <p>○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117)</p> <p>○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の表記、第四欄(特定個人情報事務)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の表記で、それぞれの法令等において「介護保険給付等関係情報」が対象として定められている項 (3,5,17,22,43,81,88,97,106,109,120)</p>	事後	
令和3年5月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	芦別市(市民福祉部介護高齢課)芦別市北1条東1丁目3番地 0124-22-2111	芦別市(市民福祉部介護高齢課)芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7367	事後	
令和3年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	